



安心の創造、誠実な経営。

平成27年10月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
いちごホテルリート投資法人  
代表者名 執行役員 宮下 修  
(コード番号 3463)

資産運用会社名  
いちご不動産投資顧問株式会社  
代表者名 代表執行役社長 織井 渉  
問合せ先 執行役管理本部長 田實 裕人  
(電話番号 03-3502-4892)

## 新投資口発行および投資口売出しに関するお知らせ

いちごホテルリート投資法人（以下「本投資法人」という。）は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場するにあたって実施する新投資口発行および投資口売出しに関し決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 募集投資口数        | 129,000口   |
| (2) 払込金額（発行価額）    | 未定<br>(2015年11月19日（木曜日）（以下、「発行価格等決定日」という。）に開催する本投資法人役員会において決定します。)   |
| (3) 払込金額（発行価額）の総額 | 未定   |
| (4) 発行価格（募集価格）    | 未定<br>発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第1210条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により、発行価格等決定日に決定します。 |
| (5) 発行価格（募集価格）の総額 | 未定   |
| (6) 募集方法          | 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下、「主幹事会社」という。）およびみずほ証券株式会社（以下、主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）に一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。  |
| (7) 引受契約の内容       | 引受人は、後述(11)記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払い込むものとし、一般募集における発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対し   |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

て引受手数料を支払いません。

- (8) 需要の申告期間 2015年11月12日（木曜日）から2015年11月18日（水曜日）まで  
（ブック・ビルディング期間）
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 2015年11月20日（金曜日）から2015年11月26日（木曜日）まで
- (11) 払込期日 2015年11月27日（金曜日）
- (12) 受渡期日 2015年11月30日（月曜日）
- (13) 払込金額（発行価額）および発行価格（募集価格）その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (14) 前述各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

## 2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人 SMB C日興証券株式会社
- (2) 売出投資口数 6,500口  
なお、前述売出投資口数はオーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。
- (3) 売出価格 未定  
（発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は、一般募集の発行価格（募集価格）と同一の価格とします。）
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が、いちごグループホールディングス株式会社（以下、「指定先」という。）から6,500口を上限として借り入れる本投資口（以下、「借入投資口」という。）の売出しを行います。ただし、かかる貸借は、後述「<ご参考>5. 配分先の指定」に記載のとおり、本投資口のうち、3,500口が指定先に販売されることを条件とします。
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 2015年11月20日（金曜日）から2015年11月26日（木曜日）まで
- (8) 受渡期日 2015年11月30日（月曜日）
- (9) 売出価格およびその他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (10) 前述各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

## 3. 第三者割当による新投資口発行（本第三者割当）

- (1) 募集投資口数 6,500口
- (2) 割当先および割当投資口数 SMB C日興証券株式会社 6,500口

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

- |  |  |
|--|--|
| (3) 払込金額（発行価額）   | 未定<br>（発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、一般募集の払込金額（発行価額）と同一の価格とします。） |
| (4) 払込金額（発行価額）の総額  | 未定   |
| (5) 申込単位   | 1口以上1口単位   |
| (6) 申込期間（申込期日）   | 2015年12月21日（月曜日）   |
| (7) 払込期日   | 2015年12月22日（火曜日）   |
| (8) 前述(6)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。             |  |
| (9) 払込金額（発行価額）、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。 |  |

〈ご参考〉

1. 本投資口は東京証券取引所に2015年11月30日（月曜日）（以下、「上場（売買開始）日」という。）に上場する予定です。
2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、SMB C日興証券株式会社が指定先から6,500口を上限として借り入れる本投資口（ただし、かかる貸借は、一般募集の対象となる本投資口のうち、3,500口が指定先に販売されることを条件とします。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、6,500口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする本投資口6,500口の第三者割当による新投資口発行（以下、「本第三者割当」という。）を、2015年12月22日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

また、SMB C日興証券株式会社は、上場（売買開始）日から2015年12月17日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。SMB C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、SMB C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買付けた口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

### 3. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	3,000口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	129,000口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	132,000口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	6,500口 (注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	138,500口 (注)

(注) 本第三者割当の発行新投資口数の全口数についてSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

### 4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

13,550,000,000円 (上限)

(注) 一般募集における手取金12,900,000,000円および本第三者割当による新投資口発行の手取金上限650,000,000円を合計した金額を記載しています。また、前述金額は本日現在における見込額です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

一般募集における手取金については、本投資法人による新たな特定資産 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)) 第2条第1項における意味を有します。以下、「取得予定資産」という。) の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限については、本投資法人が当該取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済または将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

### 5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、指定先に対して、一般募集の対象となる本投資口のうち、3,500口を販売する予定です。

### 6. 今後の見通し

本日付発表の「2016年1月期、2016年7月期および2017年1月期の運用状況の予想に関するお知らせ」に記載のとおりです。

### 7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行総額 (千円)	発行後出資総額 (千円)	摘要
2015年7月22日	300,000	300,000	私募設立

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。

## 8. 売却・追加発行等の制限

- (1) 指定先に対し、一般募集に際し、SMBC日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日に始まり、受渡期日以降180日を経過する日までの期間、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。  
前述の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有する予定です。
- (2) 本投資法人は、一般募集に際し、SMBC日興証券株式会社との間で、発行価格等決定日に始まり、受渡期日以降90日を経過する日までの期間、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、一般募集および本第三者割当、本投資口の投資口分割等の場合の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。  
前述の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で、当該制限を一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有します。
- (3) さらに、上記(1)に記載の制限とは別に、指定先は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を行っており、本日現在における所有投資口を2015年7月21日以後1年間を経過する日まで所有することとされています。

以 上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行および投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行および投資口売出届出目論見書ならびにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。